

# 移民・難民

## 緊急伴走支援事業のご案内

長期化する新型コロナウイルスの影響下、移民・難民の方たちは、さまざまな困難を抱えています。そのような状況に対して、移住連では、2022年5月25日（水）より、「新型コロナ 移民・難民緊急伴走支援事業」をスタートさせました。

### 本事業の内容

コロナ禍で困窮する移民・難民に対して公的支援等につなげるための伴走支援を実施しながら、「伴走者」をつなぐネットワーク（伴走ネット）を構築します。また、相談を通して確認された課題に関して、政策提言を行います。

#### ●「伴走ネット」とは？

コロナ禍で困窮する移民・難民を対象に伴走支援を行う方、また、移民・難民への支援に関心がある市民の方たち（これから支援に携わる可能性のある方を含む）を「伴走者」としてつなぐネットワークです。

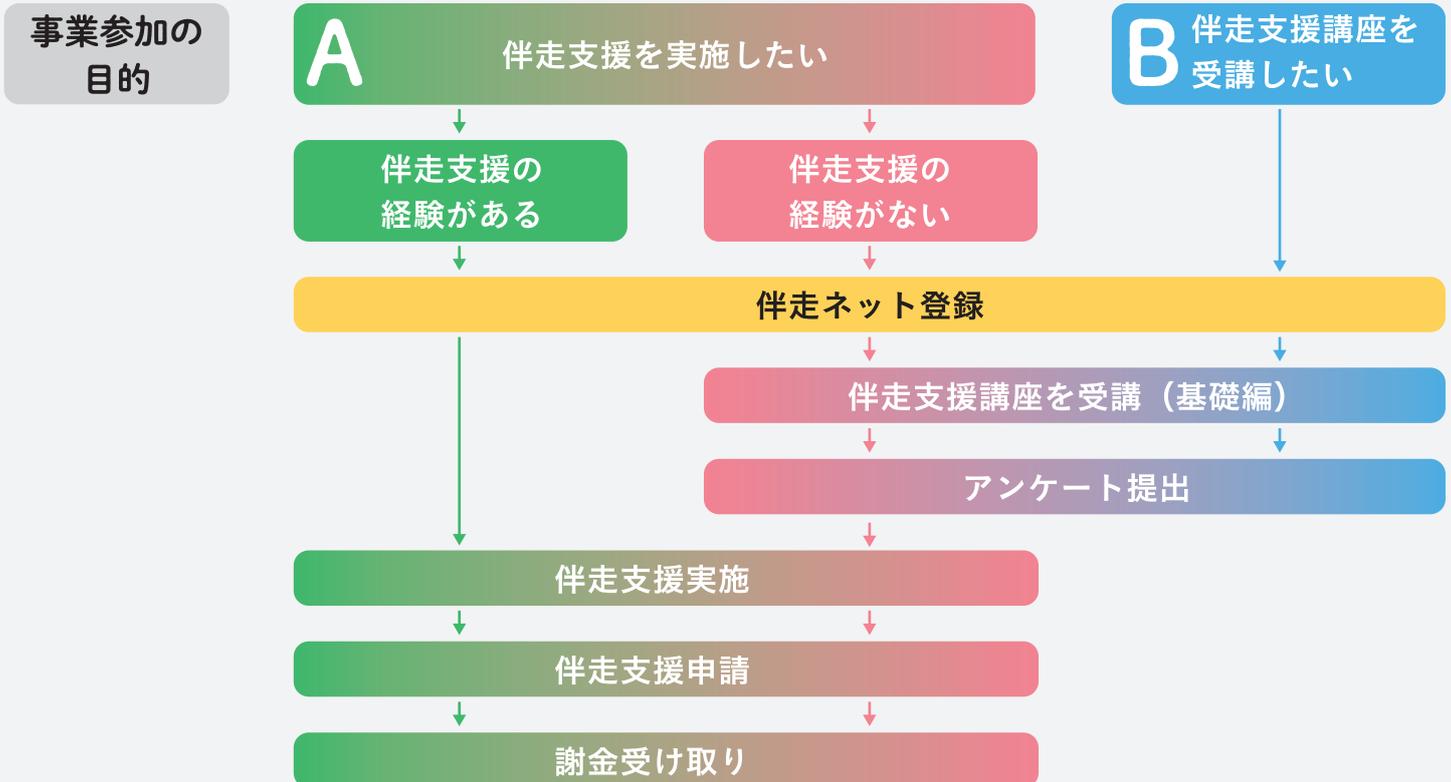
移民・難民の生活に市民がよりそい、ともに課題に向き合い、支えあっていく社会づくりにとりくみます。

### 実施する活動

- A コロナ禍で困窮する移民・難民を対象とした伴走支援
- B 伴走支援講座
- C 課題別・地域別相談会
- D 報告会・コミュニティミーティング等
- E 政策提言

※A. 伴走支援の手続きについては2ページ目をご覧ください。

### 手続きの流れ



# 「伴走支援」の手続き

## 1. 伴走ネット登録

### ● 登録資格

伴走支援を責任を持って行える方、もしくは、伴走支援に関心があり、伴走支援を希望される方

### 1.1 「伴走ネット登録」フォームへの入力

以下「伴走ネット登録」フォームにアクセスし、参加をご登録ください。

<https://forms.gle/5pCR2UxqTmAerzDQ7>



### 1.2 「伴走ネットID」の受信および保管

本フォーム入力後、自動返信メールに記載されている「伴走ネットID」をお控えください。「伴走支援申請」や伴走支援講座お申込みの際に必要となります。

### 1.3 覚書（押印済）1通、謝金受取口座届出書の提出（郵送）

事務局より「覚書」2通および「謝金受取口座届出書」を郵送いたします。受領後、「覚書」に署名・押印した覚書1通と（1通はお控えとしてお持ちください）、「謝金受取口座届出書」に記載の上、同封の封筒にてご返送をお願いいたします。切手代はご負担ください。謝金支払いは、「謝金受取口座届出書」に記載された振込先情報をもとに行われます。

\*伴走支援の実施を希望し、伴走ネット登録の質問項目「支援経験」にてA、Bを回答された方については、覚書は、「伴走支援講座（基礎編）」を受講後のアンケート回答受領後に送付いたします。

## 2. 伴走支援実施

下記の期間に伴走支援を実施してください。

支援実施対象期間：2022年5月25日～2023年2月28日

## 3. 伴走支援申請

### 「伴走支援申請」フォームへの入力

以下の伴走支援申請フォームより、相談者の状況・支援実施状況についてご報告ください。

なお、申請には、伴走ネット登録の際に取得された、「伴走ネットID」が必要となります。

\* 本事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、移民・難民の方たちが直面する課題に関して、公的支援等につなげるための伴走支援を対象としています。

<https://forms.gle/jvWihqJeRW4Bjt9bA>



### ● 条件

- 移住連の会員もしくはその紹介を受けた方で、伴走ネットに登録をした方、伴走支援講座（基礎編）を受講された方。
- 個人で申請してください。
- 伴走支援最低1時間以上実施されたケース。
- 支援実施後、1ヶ月以内に申請。  
例)2022年5月26日に実施された伴走支援→2022年6月25日までに提出
- 一支援対象者(相談者)につき、申請5回まで。
- 1回の申請につき、伴走者2名まで。

### ● 伴走申請の注意事項

- 伴走支援申請より報告された内容について、確認およびお問い合わせが入ることがあります。
- 内容が条件を満たしているものと判断されましたら、受付完了とし、伴走支援費のお支払いをいたします。

\*伴走支援の内容に関するサポート等

・実施されている支援の内容に関して、確認もしくはサポートが必要と判断された場合には、ご連絡を差し上げる場合があります。

・伴走支援を実施する上で、多額の交通費が発生する場合一部補助することができます。事務局にご相談ください。

\*緊急支援費申請について

すでに伴走支援が実施されているケースで、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、公的支援等につながるまでの支援および人道的な支援が緊急に必要と認められた場合に、緊急支援費の助成を受けることができます。「緊急支援費」が必要な方は、伴走支援申請を行った上で、事務局にご相談ください。

\*個人情報情報の取り扱いについて

共有された情報は、本事業にしか使用しません。結果のうち数値化できるものは数値化する形で、自由記述部分については、個人が特定できないように類型化した形でのみ公表いたします。それ以外の場合については、事前に相談いたします。

\*助成金に限りがありますので、利用者が多かった場合は、申請を事前に締め切ることがあります。

\*多数申請をいただいた場合、多くの方にご利用いただくことを考慮して、申請をご遠慮いただく場合があります。

## 4. 謝金の受け取り

### ● 謝金支払い条件

伴走ネット登録後、覚書を事務局へ返送し、支援実施後1か月以内に伴走支援申請をお済みの方で、申請された内容が、本事業の趣旨に沿った支援活動であると認められた場合、伴走者の指定口座に振り込まれます。

● 金額	(伴走支援実施時間)	3時間未満	6,000円
		3時間以上	10,000円

- 振込 毎月20日までに申請いただいた分は、翌月にお支払いいたします。



お問い合わせ先

TEL 03-3837-2316  
Email smj@migrants.jp

移住者と連帯する全国ネットワーク